

お互いの人格を尊重し
支え合う社会へ

しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう 4月から障害者差別解消法がスタート

ふとう さ べつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」と
ごうりてきはいりよ
「合理的配慮をしないこと」が
禁止されます

障がい者を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を「不当な差別的取扱い」といいます。これは役所も、会社・お店でも禁止されます。

また障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で「合理的な配慮」を行うことが求められます。役所では必須とされ、会社・お店などは、障がいのある方が困らないようにできるだけ努力することが必要です。

こんなことが
差別に
あたります



- お店に入ろうとしたら、車いすを利用しているという理由で断られた。
- アパートの契約をする時、障がいがあることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。

ちょっとした
配慮で助かる
人がいます



- 車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをする。
- 窓口で、相手の障がいに合ったコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応する。
- 会議を開催する前に、どのような支援（知的障がいのある方への支援者の同席、聴覚障がいのある方への手話通訳者の同席など）が必要か確認する。

お問合せ 障がい保健福祉課 ▷身体障がい・知的障がい ☎21-3302 ▷精神障がい ☎21-3077 FAX27-2770
亀田福祉課 ☎45-5482 FAX45-5486

聴覚障がい
への理解を
深めるために

聴覚障がいのある方との コミュニケーション方法を学ぼう・利用しよう



聴覚障がいのある方などとコミュニケーションする時には、手話や筆談が用いられます。市では、聴覚障がいのある方との円滑なコミュニケーションを支援するため「手話通訳者」「要約筆記者」の派遣を行っています。

手話通訳 手の動きや表情などを使う「手話」により、会話などを伝えます。

要約筆記 手話を使わない方のため、会話などを文字にして伝えます。

手書き＝その場で相手の話を要約し、紙やホワイトボードに書いて伝えます。
パソコン＝パソコンを使って音声情報を文字に変え、画面に出して伝えます。
会議などの場合、文字をスクリーンに映し出すこともできます。



自分で学んでみたい方向けに講座を開催しています

〈函館市点訳奉仕員等養成事業〉

■手話通訳ボランティア養成講座

■手書き要約筆記ボランティア養成講座

初心者を対象とした、日常生活に必要な手話や要約筆記の技術を取得できる講座です。日時等、詳しいことは本紙12ページでご確認ください。

■「はじめての手話」(手話出前講座)

学校や企業、団体等に講師を派遣し講座を開催します。

対象 市内在住・在勤のおおむね10人以上のグループ

費用 講師費用は無料 ※会場費は団体等の負担

実施時間 平日の午前10時～午後9時で90分以内

申込方法 障がい保健福祉課に備え付けまたは市のHPから出力した申込書に記入し、希望日の1カ月前までに同課へ提出してください。

お問合せ 障がい保健福祉課 ☎21-3263 FAX27-2770